

令和4年度自然災害被害果実加工利用促進等対策事業について

(公社)山形県青果物基金

自然災害被害果実加工利用促進等対策事業の実施について、8月31日付けで農林水産省から中央果実協会に通知がありました。

この事業の概要、今後のスケジュール等については以下のとおりです。

1. 事業の概要

令和4年5月以降に発生した降雹により甚大な被害を受けた生産者・生産出荷団体等を対象に、青果として出荷することが困難な果実を選別するためにかかる労賃のかかり増し経費、被害果実の加工利用、適切な流通と消費拡大対策により、生産者の経営安定と次年度の営農継続を支援する。

2. 対象果実 りんご、西洋なし

3. 支援対象者 生産出荷団体（JA等）、生産者

4. 対象となる取組

(1) 対象果実の有効な利用の促進及び区分流通に要する経費（定率：1/2以内）

ただし、掛かり増しの作業労賃は次の定額

○生産出荷団体（JA等）・・・（定額：○人×465円×○時間）：Q&A問9

○生産者：Q&A問8

A（定額：3,720円/㎡×○㎡）（作業日誌から証明・不可能）

B（定額：○日×3,720円）（作業日誌から証明・可能）

※生産者の要件は次のとおり。

・ 生食用果実の当年出荷量が直近3ヶ年平均出荷量の5割を下回る。

：Q&A問7

・ 果樹共済加入又は収入保険加入に現に加入しているか、次年度に加入することを確約できる。：Q&A問6

・ 出荷量を出荷伝票等（令和元年度から令和4年度分）で証明できる。

：Q&A問10

・ Bの場合、追加作業内容を作業日誌（令和元年度から令和4年度分）から証明できる。：Q&A問8

(2) 対象果実のうち加工原料用となる被害を受けた果実の出荷に要する掛かり増し経費（定率：1/2以内）：Q&A問6

(3) 対象果実及対象果実を原料とした加工製品の消費拡大に係る経費（定率：1/2以内）：Q&A問6

5. 申請の流れ

○JA系統生産者：生産者→JA→産地協議会→県協会

○系統外生産者：生産者→市町村→産地協議会→県協会

6. 申請に必要となる書類

申請内容	申請様式 ※1	申請者一覧表	生産者個票 ※2	被災認定書 ※3
① 計画申請	別紙様式1	○	○	○
② 交付申請	別紙様式2	○	○	
③ 実績報告	別紙様式3	○	○	

※1 申請書の様式は、別添の様式になります。

J A 系統生産者分は農協、J A 系統外生産者分は市町村が一括して取りまとめるうえ、果樹経営支援対策事業の申請に準じて果樹産地協議会がまとめて協会への提出をお願いします。

※2 生産者個票は、参考様式1、2及び別添になります。

現段階、収入保険及び果樹共済に未加入で、今後加入予定の方は別途確約書を提出いただきます。

参考様式の別添は、申請する品目毎出荷伝票若しくは農協等で取りまとめた出荷実績集計表を基に記載ください。

※3 被災認定書は、市町村から証明をお願いします。

※4 各自保管資料

以下の書類については、申請の際に提出の必要はありませんが、各自保管いただき、必要のあるとき提出をお願いすることになります。

: Q & A 問 10

(1) 出荷伝票若しくは出荷実績の集計表

(2) 生産者毎の果樹経営面積の根拠となる資料

※5 申請様式は、10月以降に当協会HPからダウンロードできるようにします。当協会HPのアドレスは次のとおり。

<http://www.y-fruit.or.jp/>

7. 申請に係る注意事項

(1) まだ出荷実績が確定しない、りんご・西洋なしについては、現段階の出荷見込を考慮して出荷割合を積算し、参考様式別添に記入ください。

その後出荷実績が判明し、出荷割合が5割を超えた場合は、実績報告時に申請を取り下げることになります。

8. 今後の申請に係るスケジュール

当該事業は令和4年度事業であるため、年度内に実績報告、補助金の交付を受けることとなります。

申請内容	月 日
計画申請状況の報告(別途報告様式による)	10月末
山形県内計画申請×切：①	12月上旬
山形県内交付申請×切：②	来年1月上旬
山形県内実績報告×切：③	来年2月中旬
補助金交付	来年3月中